

公益社団法人日本心理学会 個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本心理学会（以下「本会」という）が取り扱う個人情報の適正な管理を図り、会務の円滑な運営と個人の権利利益の保護を両立させることを目的とする。

2 個人情報の保護に関して、この規程に定めのない事項は「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という）の定めるところによる。

(定義)

第2条 本規程において用いる用語は、法に定めるところによるものとする。

(適用範囲)

第3条 本規程は、本会の業務において取得、利用又は管理するすべての個人情報に適用する。

(プライバシーポリシー)

第4条 本会は、個人情報保護を推進する上での基本方針を策定し、プライバシーポリシーとして公表するとともに、これを実行し維持するものとする。

2 個人情報保護管理者は、職員にプライバシーポリシーの内容を周知徹底するとともに、本会のウェブサイトに掲載する等して、一般に公開するものとする。

第2章 基本原則及び管理体制

(基本原則)

第5条 本会は、次の原則に基づき個人情報を取り扱うものとする。

- 一 法令及び関係ガイドラインを遵守し、適法かつ公正な手段で個人情報を取得すること。
- 二 利用目的をできる限り特定し、その範囲内で利用すること。
- 三 正確性を保ち、必要に応じて最新の内容に更新すること。
- 四 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、安全管理措置を講ずること。
- 五 本人の権利を尊重し、開示、訂正、利用停止等の請求に適切に対応すること。

(管理体制)

第6条 本会は、個人情報の保護に関する統括責任者として個人情報保護管理者を置く。

- 2 個人情報保護管理者は、本会全体の個人情報の取扱いを監督し、適正な管理及び教育を行う。
- 3 本会は、必要に応じて個人情報取扱責任者を定め、日常の業務における管理を行う。

第3章 取得・利用・提供

(取得及び利用目的の明示)

第7条 本会は、個人情報を取得する場合には、その利用目的をあらかじめ本人に通知し、又は公表するものとする。

2 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用してはならない。

3 利用目的を変更する場合は、変更後の目的が合理的関連性を有する場合に限り、本人に通知し、又は公表するものとする。

(第三者提供を受ける場合)

第8条 本会は、第三者から個人データの提供を受けるに場合においては、当該個人データの提供が第9条の規定に該当する場合を除き、次の各号に掲げる事項の確認を行うものとする。

(1) 当該第三者の氏名又は名称、住所及び法人等にあつては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

(第三者提供の制限)

第9条 本会は、日本の法令で定める場合及び次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) プライバシーポリシーに定めた範囲内で第三者への提供、共同利用するとき。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難であるとき。

2 次の各号に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項及び第10条の規定の適用については、第三者に該当しない。

(1) 本会が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) プライバシーポリシーに定めた範囲内で共同利用するときであつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 本会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、その内容についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 本会は、その業務において、研究協力者や相談者等の個人情報を取り扱う場合には厳重に管理し、本人の事前の承諾なく第三者への提供は行わない。

(第三者提供にかかる記録)

第10条 個人データを第三者に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第9条第2項の規定に該当する場合は、この限りでない。

2 本会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から法令で定める期間保存しなければならない。

(委託先の監督)

第11条 本会は、個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、契約により委託先の適正な管理を確保し、必要に応じて監督を行う。

第4章 安全管理及び事故対応

(安全管理措置)

第12条 本会は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 本会は、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合には、速やかに原因を調査し、被害の拡大防止及び再発防止のため必要な措置を講ずる。

2 本会は、重大な事故が発生した場合には、理事会に報告するとともに、法令に基づき関係機関及び本人に通知を行う。

第5章 開示等及び苦情処理

(開示等の請求)

第14条 本人は、本会对し自己の保有個人情報について、開示、訂正、利用停止又は第三者提供の停止を求めることができる。

2 本会は、当該請求を受けたときは、法令に基づき誠実に対応し、その結果を本人に通知する。

(苦情及び相談)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情及び相談に迅速かつ適正に対応するための窓口を設置する。

第6章 雑則

(周知及び教育)

第16条 本会は、従事者に対して本規程を周知徹底し、個人情報保護に関する教育を定期的に実施する。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、個人情報保護に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第18条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

(附則)

1 本規程は、2026年3月27日より施行する。

公益社団法人日本心理学会 個人情報保護規程施行細則

(目的)

第1条 本細則は、公益社団法人日本心理学会（以下「本会」という）の個人情報保護規程（以下「規程」という）に基づき、規程の運用に関する具体的事項を定めることを目的とする。

(管理体制)

第2条 本会における個人情報保護の責任体制は次のとおりとする。

- 一 個人情報保護管理者 総務担当常務理事とする。
- 二 実務責任者 事務局長とする。
- 三 実務担当者 事務局職員（総務担当）とする。

2 管理者は、理事会に対して年1回以上、個人情報取扱状況の報告を行うものとする。

(個人情報の分類)

第3条 本会が取り扱う個人情報は、主として次のとおりとする。

- 一 会員情報（氏名、連絡先等）
- 二 投稿者・査読者情報（学会誌編集業務に伴うもの）
- 三 大会・行事参加者情報
- 四 表彰・委員会・倫理審査等に係る個人情報
- 五 職員・役員の雇用管理情報
- 六 資格申請者・取得者情報（氏名、連絡先等）
- 七 その他、本会の運営のために取得した個人情報（氏名、連絡先等）

(取得・利用目的)

第4条 本会は、個人情報を以下の目的の範囲内で取得・利用する。

- 一 会員管理，学会誌発行，大会・行事運営
- 二 委員会運営，倫理審査及び研究関連事務
- 三 対外連携，国際学会・関連団体との協力事業
- 四 統計資料作成及び学会運営改善に資する分析
- 五 資格審査
- 六 法令に基づく事務処理

(安全管理措置)

第5条 本会は、次の安全管理措置を講ずる。

- 一 組織的措置：責任者の明確化，取扱手順の整備，監査実施
- 二 人的措置：従事者への教育・誓約書の取得
- 三 物理的措置：施錠保管，入退室管理，資料廃棄の適正化
- 四 技術的措置：アクセス権管理，パスワード設定，暗号化通信

(外部委託)

第6条 本会は、個人情報取扱業務を外部に委託する場合、次の措置を講ずる。

- 一 機密保持義務を明示した契約の締結
- 二 安全管理体制の確認及び報告義務の明確化
- 三 必要に応じた監査又は改善要求

(開示・訂正等の請求)

第7条 本人から開示、訂正、利用停止等の請求があった場合は、次の手順により対応する。

- 一 所定の書式による申請を受理し、本人確認書類を確認する。
- 二 合理的な期間内に調査を行い、結果を本人に通知する。
- 三 開示等が困難な場合には、その理由を明示する。

(苦情・相談窓口)

第8条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情及び相談の窓口を次のとおり設ける。

公益社団法人日本心理学会 事務局（個人情報保護担当）

〒113-0033 東京都文京区本郷 5-23-13 田村ビル 2F

TEL：03-3814-3953

FAX：03-3814-3954

E-mail：jpa@psych.or.jp

受付時間：平日 09:30～17:30（年末年始を除く）

(事故発生時の対応)

第9条 個人情報の漏えい、紛失等の事故が発生した場合は、直ちに事務局長及び個人情報保護管理者に報告する。

- 2 管理者は速やかに事実を確認し、理事会に報告するとともに、法令に基づき個人情報保護委員会及び本人へ通知する。
- 3 原因分析及び再発防止策を策定し、記録として保管する。

(教育及び点検)

第10条 本会は、従事者に対し、年1回以上個人情報保護に関する研修を行う。

- 2 本会は、定期的に取り扱状況を点検し、必要に応じて改善を行う。

(改廃)

第11条 本細則の改正は、常務理事会の承認を得るものとする。

(附則)

- 1 本細則は、2026年3月27日より施行する。